

認定医・指導医の復活、再申請について

日本臨床栄養代謝学会認定資格認定医・指導医制度規約施行細則に基づき、認定医・指導医の復活、再申請については下記要綱にて施行します。

記

「認定医・指導医」復活、再申請のお知らせ

申請期間：2022年8月1日～2022年9月30日（消印有効）

※期限を過ぎた申請書類は受理いたしません。

申請書類：

1. 認定医・指導医資格復活願
2. 2022年度資格更新申請書
3. 2022年度資格更新申請者履歴書
4. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラムと抄録（写）
5. 学術業績リスト
6. 学術論文については別刷あるいは全体の写し
7. 日本臨床栄養代謝学会（旧 日本静脈経腸栄養学会）学術集会参加証
第35回以前開催の学術集会参加証は原本提出が必須。
8. 認定医または指導医認定証（写）
9. 申請書類受理通知用の官製ハガキ
※事務局が申請書類を受理したことを通知するためのものになりますので、
予め宛先（申請者氏名、郵送先）をご記入の上、同封してください。
10. 長 3 封筒（宛名に申請者氏名、郵送先を記載の上、84 円切手を貼付のこと）
※学術集会参加証（原本）を返却いたします。

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会

〒103-0002 東京都中央区日本橋室町4丁目4-3 喜助日本橋室町ビル4階

TEL：03-6263-2580 FAX：03-6263-2581

※「認定医・指導医の復活、再申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会にて 12 月に認定審査を行います。2023 年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明書を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000 円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会

認定医・指導医の復活、再申請について

前記のとおり認定医・指導医の復活、再申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■認定医・指導医の復活、再申請の要件（認定医・指導医制度規約施行細則第5章）

第14条 やむを得ない事情により、第25条(制度規約)に該当したものは、その処遇について認定委員会で検討を行う。

第15条 第17条4項(制度規約)または第25条(制度規約)によって資格を喪失した者は、以下1-3の条件をもって、認定医・指導医資格を復活する。なお、認定医・指導医資格の復活申請は、通常の認定医・指導医資格更新申請時に行うものとする。

1. 日本臨床栄養代謝学会の会員歴を継続しており、かつ会費を完納していること。
2. 所定の書式にて認定医・指導医資格復活願を提出すること。
3. 認定医・指導医資格の復活を希望する年から起算して、過去5年以内に認定医・指導医資格の更新条件を満たしていること。

第16条 復活後の認定期間は改めて開始するものとする。なお、認定歴の起算は、資格の停止および喪失の期間を除く以前の認定期間も含めるものとする。

※認定医・指導医の更新申請要件（認定医・指導医制度規約第19条、第20条）も併せてご確認ください。

■書類送付に関する注意

1. 日本臨床栄養代謝学会（旧 日本静脈経腸栄養学会）学術集会参加証は第35回以前に開催されたものについては原本提出となりました（審査後返却します）。コピー・紛失による申し出は一切受け付けません。
2. 申請期限を厳守してください。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
また、提出された書類については、学術集会参加証を除き返却いたしませんので、ご注意ください。
3. 角2版封筒に申請書類を入れ、「認定医または指導医の復活、再申請書類 在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。簡易書留等の控えは書類受理通知が到着するまで各自保管してください。なお、簡易書留等によらない郵便事故については、一切救済いたしません。